

家電リサイクルにおける許可業者の不正行為への対応について

1 事件の概要

廃家電(テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機)は、特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)に基づき、指定されたリサイクルルートに乗せるために、小売業者の引き取りができない場合、東京23区においては家電リサイクル受付センターが区民からの依頼を受け、それを地区割り担当許可業者が区民宅へ回収に行き、指定引取場所に搬入することになっている。

しかし、中野区の一般廃棄物処理業における許可業者(廃家電の収集運搬。以下「事業者」という。)が、家電リサイクル受付センターを通じて区民から依頼された廃家電を回収する際、リサイクル料金と収集運搬料金を区民から受け取り、引き取り依頼をキャンセル扱いにして、正規ルートではなく民間のリサイクル業者に販売して売却益を得ていた。また、事業者が直接区民から相談され、有料もしくは無料で回収した家電や雑品についても民間のリサイクル業者に販売して売却益を得ていた。

このため、区は、事業者に対し、実態の調査を命じ、不正に受け取った収集運搬料金及びリサイクル料金については、返還するよう指導した。事業者は、調査結果に基づき、返還不能なものを除き、返還を完了した。

2 経過

平成27年4月

区への事業者に対する告発文の受理 立入検査及び事情聴取
告発内容について認めたため、顛末書提出を求める。

平成27年5月

事業者から顛末書の提出

平成27年6月

事業者に対し警告書の交付

返還計画書の提出を要求

- ・返還対象：リサイクル料金及び収集運搬料金

事業者から東京二十三区清掃協議会に「業の廃止届」の提出

- ・廃止する業務：収集運搬業(廃家電)

平成27年7月から29年3月

事業者から対象者リストの提出

事業者による廃家電排出者への収集運搬料およびリサイクル料の返還作業

- ・訪問による現金返還、現金書留による返還、銀行振込による返還

区への報告書の提出

3 不正行為の期間

平成23年10月～平成27年4月

4 事業者が不正に利益を得た可能性のある金額

廃家電収集運搬料金及びリサイクル料金と廃家電等を売却して得た金額を合計した約261万円である。

5 今後の対応及び再発防止策

(1) 今後の対応

不正に得た可能性のある利益(上記4)については、事業者から区内の福祉団体(社会福祉協議会等)に寄付したい旨の申し出があったので、これを是認することとする。

なお、事業者は、東京二十三区清掃協議会に「業の廃止届」を提出していることから、許可の取消は行わない。

(2) 再発防止策

- ① 廃家電を取扱う中野区の許可業者に対して年1回事業実績や家電リサイクル券の管理方法等についてヒアリングによる確認を行う。
- ② 事務所への立ち入り検査等を通じ、家電リサイクル法に沿って家電リサイクル券の管理が適正に行われ、業務日報や管理台帳、会計処理簿なども適切に記載されているかを確認する。
- ③ 廃家電取扱いの許可業者に対して、改めて家電リサイクルのしくみや意義について周知徹底する。